

山鹿市民交流センターの利用制限の一部解除について（令和2年5月29日）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として利用を制限していましたが当施設について、一部制限を緩和し下記施設の利用を再開します。

利用制限の一部解除期日 令和2年6月1日（月）午前9時

◆山鹿市民交流センター

○小会議室・中会議室・和室・調理室・文化ホール

- ・感染防止対策を徹底したうえでの利用を可とします。
- ・文化ホールは山鹿市民のみの利用とします。

他、利用には制限があります。

詳しくは、受付までおたずねください。

問合わせは

山鹿市民交流センター TEL0968-43-1081 指定管理者（一財）山鹿市地域振興公社

山鹿市 社会教育課 TEL0968-43-1651